

## 個人情報の取扱いに関する特記条項

(趣旨)

第1条 この特記条項は、この特記条項が付された契約における個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護について定めるものである。

(特記条項の適用)

第2条 この特記条項は、契約書、契約条項、仕様書その他の契約書と一体を成す。本特記条項の記載内容が他の契約書と相違するときは、この特記条項の記載内容を優先して適用する。

(定義)

第3条 この特記条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約業務 この特記条項が付された契約の仕様書等により日々履行することとされている業務及び指定する日までに履行することとされている業務並びにこれらの業務に付随して甲から指示等された業務をいう。
- (2) 業務資料 契約業務を遂行するうえで必要な資料をいう。

(法律等の遵守)

第4条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、その他関係する法令及び条例規則並びに調布市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行しなければならない。

(適正管理)

第5条 乙は、契約業務に関して知り得た個人情報（以下「業務個人情報」という。）の漏えい、改ざん、滅失、き損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の業務個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙等（乙若しくはその代理人、使用人等又は第6条ただし書により委託を受けた第三者若しくはその代理人、使用人等をいう。）は、契約業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用等の禁止)

第7条 乙は、業務個人情報を甲の指示する目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、直接、間接を問わず契約業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書により第三者に委託した場合、乙は、この特記条項を当該第三者に遵守させ、当該第三者は、この特記条項を遵守しなければならない。

(複写・複製の禁止)

第9条 乙は、契約業務を処理するため、甲から渡された個人情報を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第10条 乙は、甲が許可又は指定した場所へ持ち出す場合を除き、業務個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第11条 乙は、業務個人情報について、漏えい等、目的外使用、第三者提供その他個人情報の不適切な取扱い（以下「個人情報事故」という。）があった場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の個人情報事故があった場合には、その内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表及び個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

3 前項の公表により、乙がいかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責任を負わない。

(返還又は廃棄)

第12条 乙は、業務資料に個人情報が含まれるときは、この契約の終了時に、甲の指示に従い当該業務資料の返還（取得した業務資料にあつては、甲への引渡し）、廃棄又は記録の消去を実施しなければならない。ただし、甲がその性質上、この契約の終了後においても乙が保管する必要があると認める業務資料については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、この契約が終了し、又は解除された後においても、乙は、この契約条項に定める個人情報の取扱いに関する事項を遵守しなければならない。

3 乙は、当該業務資料を廃棄又は記録の消去をする場合は、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により、必要な措置を講じなければならない。また、当該業務資料を廃棄又は記録の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、乙はこれに応じなければならない。

4 乙は、当該業務資料を廃棄又は記録の消去を行った後、廃棄又は記録の消去の内容を記録し、甲に対して書面により報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償責任)

第13条 契約業務の履行に関して、乙が個人情報の保護に関する義務に違反したときは、甲は契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の場合においては、乙の故意又は過失を問わず、乙がこの特記条項に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させたときは、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(定期的な報告)

第14条 乙は、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、契約締結後速やかに甲の指定する様式により甲に報告を行うものとする。また、この契約内容の遵守状況について甲に定期的に報告しなければならない。

(実地検査)

第15条 甲は、この契約に係る個人情報の秘匿性、量等に応じ、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年1

回以上、原則として実地検査により確認するものとし、乙はこれに従わなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲が個人情報の取扱状況について実地検査を行うときは、これに応じなければならない。

3 前項の実地検査は、内容、日程等について甲乙協議のうえ実施するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。  
(責任者等の明確化)

第16条 乙は、業務個人情報の保護について個人情報管理責任者を選任し、甲に報告しなければならない。個人情報管理責任者を変更するときも同様とする。

2 個人情報管理責任者は、業務個人情報を厳正に取扱い、業務従事者の業務個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 個人情報管理責任者は、業務個人情報の取扱いに関して、業務従事者を指名し、その者にのみ業務個人情報の取扱いをさせるものとする。  
(派遣労働者利用時の措置)

第17条 乙は、派遣労働者に業務個人情報の取扱いをさせる場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(教育の実施)

第18条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この契約において個人情報管理責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を個人情報管理責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(媒体の管理等)

第19条 乙は、業務個人情報が記録されている媒体等を保管するにあたっては、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第20条 乙は、業務個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載を防止するため、業務個人情報の秘匿性等に応じた必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(取扱状況の記録)

第21条 乙は、台帳等を整備して、業務個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録する。

(個人情報の搬送)

第22条 乙は、業務個人情報を搬送するときは、漏えい等の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第23条 乙は、業務個人情報へのアクセス（紙等に記録されている業務個人情報に接する行為を含む。）をする権限を有する業務従事者の範囲及び権限の内容を、業務を遂行するうえで必要最小限の範囲に限るものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第24条 乙は、情報システムを使用して業務個人情報を取扱う場合は、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(サーバ室等の安全管理)

第25条 乙は、業務個人情報を取扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域を設ける場合は、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(外国に所在するサーバ等の使用)

第26条 乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して業務個人情報を取扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、業務個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第27条 乙は、業務個人情報を取扱うにあたっては、調布市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、国が定める情報セキュリティに係る基準又はガイドライン等を参考として、適正な情報セキュリティの水準を確保するものとする。